

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年6月12日
	( 第3回 )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	軽井沢町 203211
地域名 (地域内農業集落名)	発地地区 ( 下発地、上発地、杉瓜 )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	197.35 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	126.8 ha
② 田の面積	63.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	63.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	28.81 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	37.25 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.2 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

## 【作物】

高原野菜を主とした露地野菜や、酒造用の水稻や麦、学校給食用の食用米、通年型のイチゴ、トマト施設栽培が行われている。

また、一部ではワイン用ブドウの試験栽培や有機農業が行われている。

## 【農地】

水はけが悪く耕作条件が良好でない農地が多く、遊休化している農地が多い。耕作放棄地では、ヨシや柳が生えており、個人では除去できなくなっている箇所もある。

町内でも特にまとまった農地があり、多様な農業者が耕作しているが、有機農業者と慣行農業者の農地が入り混じっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p><b>【作物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き、高原野菜を主とした露地野菜、通年型のイチゴ、トマト施設栽培を続けていく。</li> <li>・令和6年度より、千曲川ワインバレー特区連絡協議会に加盟したこともあり、ワイン用ブドウの栽培を段階的に進めていく。</li> <li>・有機農業も地域内で協議しながら進めていく。</li> <li>・食用米や加工米、酒米を含めた米栽培について、地域の意向を確認しながら調整し進めていく。</li> </ul> <p><b>【農地】</b></p> <p>使用していない田を畑地化していくことを検討し、畑、田、樹園地、有機農業による農地は、できる限り住み分けを行っていく。</p> <p>有機農業による農地は、その耕作の性質上、特に団地化していく必要があり、団地化した箇所を起点として有機農業を推進していく。</p> <p>果樹の農地についても、有機農業と同様、他作物との関係上団地化が必要である。</p> <p>また、農地が分散している農業者も多いことから、担い手への集約・団地化を目指していき、担い手が不足している農地については、地域内外から経営体を募ることも検討していく。</p>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

<b>(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針</b>			
中間管理事業を利用しながら担い手への集約を進めていく。			
<b>(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標</b>			
現状の集積率	33.4 %	将来の目標とする集積率	65 %
<b>(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標</b>			
耕作放棄地について、新たな担い手や法人に集約化を進めつつ、地域内外から希望する農業者を募り、地域全体で利用する仕組みを進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

<b>(1) 農用地の集積、集団化の取組</b>
農地中間管理機構を通じて、担い手を中心に集積・集約化を進める。
<b>(2) 農地中間管理機構の活用方法</b>
現在は利用権設定による農地の貸借が一般的である。今後、終期を迎える農業者に対しては農地中間管理機構による農地貸借を薦め、段階的に集約していく。
<b>(3) 基盤整備事業への取組</b>
状況に応じた検討を行う。
<b>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組</b>
町内で担い手を募るほか、町外からも多様な経営体を募る。
<b>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組</b>
未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

<p><b>【選択した上記の取組内容】</b></p> <p>①団地化、集約化している農地を中心に電柵等対応を検討していく。</p> <p>②上発地において、有機農業に特化した区域を作っていく。</p> <p>⑤農作物のブランド化を進める上で、果樹は時代を担う新たな品目となりうる。農業委員会と調整を行い、果樹に特化した区域をつくっていく。</p>
--

